

令和5年度第5回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和5年度第5回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■■■■委員、■番■■■■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「神石高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-8の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-8について報告します。場所は■■■■から■■■に約■■■mほどの場所にあります。8月22日に■■■委員と申請人の■■■■さん同行のもと現地調査しました。この2枚の田なんですけども筆数は3筆になっていますが、■■■■と■■■は今現在完全につながって1枚の田になっております。この2枚の田はここ十数年来申請人の■■■さんが水稻の作付けをすでに行っております。譲り渡し人の■■■さんが近年大病をされて体が弱られているので今後ご自身で耕作をされるという可能性はないということです。高齢ということもあってこの機会に譲り渡したいとのことでした。周辺の農地への影響もなく所有権移転されても何ら問題ないものと思わ

		れます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	たぶんこれは売買なんでしょうけど、ちなみにどれぐらいで売買されているんでしょうか。最近農地の売り買いが難しく場所によっては無償であったりとか、ところによっては高い値段がついたりとかよく分からないんですが、だいたいどれぐらいの数字で売り買いされているんでしょうか。
	事務局長	今回のケースで言えば無償の贈与ということになっておりますので金額のほうは出ておりません。3条申請で出ている申請を見ればあまり金額が出ているようなものが少ないのかなと思います。金額もまちまちですので一概に回答することはできないんですが、そういった傾向があるのかなと思います。
	■番	登記費用だけをいただく人がするということですか。
	事務局長	はい。
	議長	利用権設定されているところは無償というところが多いです。以前にも申し上げましたが相続を受けて国へ寄贈しようと思いますと基盤整備をしていないところでも20万です。基盤整備をしているところは反当1182000円を持参金として払わなければ国はもらってくれないよという状況です。ただでもらってくれる方がいれば一番安くつくという異常な状況が続いているようです。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きますして議案第3号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-2の案件につきまして、■推進委員をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号1-2について報告します。場所は■より県道■号線を■方面へ約■km ■手前を■に■m入った■集会所付近にあります。8月21日に■農業委員と申請者であります■さんの代理人であります■さん同行のもと現地の確認と聞き取りをいたしました。申請地の■、■m、地目畑につきまして平成5年頃■氏のおじいさんであります■氏が農業用倉庫を建築されておりその後耕作されなくなって約20年以上、実際には30年経過をしているわけなんですが、宅地として利用されているため農地への復元は困難であると思われます。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。1-3、1-4の案件につきまして、■推

		進委員お願いします。
	■番	<p>■地区、■、■担当の■です。受付番号1-3について報告します。場所は■から■へ約■kmの場所にあります。8月25日に■農業委員さんと申請者代理人の■さん同行のもとに調査しました。この件について5年以上経った土地の非農地証明申請で耕作されず放置されたため自然荒廃し現在は竹が密集しはじめ山林化しており、また急斜地でもあり農地として利用困難であると思われます。</p> <p>続きまして、受付番号1-4について報告します。場所は同じく■から■へ約■kmの場所にあります。8月25日に農業委員さんと■さん同行のもと現地調査しました。申請地については長年耕作されず放置され急傾斜のため自然荒廃しており、現在は竹や雑木が密生し山林化している現状で農地として利用困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番 (農)	まず■の件ですが、ガレージの中は見られましたでしょうか。何が入っていましたか？
	■番 (推)	ガレージの中は確認しました。シャッターを開けて確認したところ、肥料と少しの農機具が入っておりました。
	■番 (農)	ここの地目は畑ですが、このまま畑で置いておくのではなくて地目変更はされるということでしょうか？
	■番 (推)	地目変更はされるそうです。
	■番 (農)	それから次の1-3、1-4どちらを見ても農地パトロールではE判定とは言い難いと思いますが、皆さんどう思いますか？木など生えておりません。どう見てもE判定には持っていきがたい、よく言ってB判定だと思います。まことに恐縮なんですけれど長年といいながらこの現状でなぜ農地パトロールでE判定にしていないのかその理由を知りたいです。何か事情があるんだと思いますが。
	■番	この写真では傾斜地というのが分からないと思いますが現状を確認したら傾斜地でこの■さんというのは旦那さんが亡くなられて奥さんが一人でやっておられます。とてもじゃないが、耕作できる状況ではなく放置されていたんですが、現状をみたらカヤはたくさん生えて、竹やぶが迫ってきている状況で、非農地証明をお願いしたわけです。
	■番	ちょっと認識が違うんですが、耕作できないから非農地にしてくれというのは課税の対象を山林にもっていく軽減措置としかとれないですよ。ただ耕作できないからといってこういうふうに全部認めていくと耕作地はなくなってしまいます。そういうふうに当委員会の農地パトロールの判定基準を変えるのであれば農地パトロールでの皆さんの見解も変えなくてはいけない。これを見たら重機で畑にしようと思えばできますし、宅地にしようと思えばできます。もう少し調査を深めたものが必要

		ではないかと思ひます。これは再度見直したほうがいいかと思ひますが、いかがでしょうか。
	議 長	■■■さんも奥に木が生えて、■■■さんのほうも奥に竹が生えているんですが、手前の草が生えている面積と山林や竹やぶになっている部分と比率はどれぐらいなんですか？
	■■■番	答えになるか分からないんですが、現況は急傾斜地なんです。図面にありますように畑に入る進入路は一切ありません。今まではクワで上のほうを耕しておばあさんが野菜を作られていたぐらいで、そこを少し入りますともうトラクターが入れる状況ではありませんし、農機具は一切入らないと思ひます。屋敷にするといつても3段くらい段をつけないといけなしい農地に復旧するのは難しいと思ひます。それで今までも作付けされておられなかったということと、先ほど言ひましたように■■■さん一人で管理しておられるんですが、この方の事情をお聞きしますと農業をされたことは一度もないということで野菜作りもされておられませんでした。今後この畑は耕作あるいは農地に復旧するという事は非常に大変なことだと思ひておひります。
	■■■番	隣の畑と同じように重機で整地すれば農地として回復は可能だと思ひます。どなたかがぶどう畑でもしようかと言へばできるのではないかと思ひたりします。耕作できないから非農地だという判定は疑問に思ひんですが。重機を使えばまだ再活用できると思ひます。耕作できないから非農地だという判定は固定資産税の軽減措置を求めるとなるとなると思ひます。
	■■■番	私も■■■でこの場所はよく通るんですが、■■■は■■■のおばあさんが昔こんにやくを作ろうと計画されていたんですけど、息子さんの■■■さんが牛をはじめられてまったく作る意思がなく荒れていった状況なんで、ぶどう畑とかトマトを作られるのであれば道を作らなければ入っていきません。牛舎と本宅の間の道幅は2トン車がやっと入れる状況の畑なんです。それを造成して農地として利用するという事はまずないと思ひます。これを非農地で認めてあげないといけなしいのではないかと思ひます。
	議 長	写真は上から撮っているんですね。
	事務局長	なかなか中に入れない状況で道路のガードレールギリギリのところ立って撮っています。かなりの急傾斜でありました。茶色の建物が集会所になっておりましてその裏手のほうになります。
	議 長	色々意見が出ておりますが、他の皆さんから何か意見がありますか。
	■■■番	先月の農地パトロールの研修会でもあったと思ひんですが周りの状況によっては、カヤミたいに重機で復旧できるようなところでも周りがすでに林地化しているよというようなところはE判定をしたほうがいいのではないかという感じがするんですが、ここも見た感じ急傾斜ですし竹とか木もかなり押し寄せてきているかなとお見受けするので、私としては非農地として認めてもいいのではないかというふうに見させていただき

		ました。本人が作れないから非農地にしようというのは■■■■委員が言われるように難しいんではないかと思うんですが、周りの状況がすでに林地化しているというふうに私は見させていただきました。
	議長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (賛成多数) 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようでございます。以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時18分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和5年9月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>